

交野市立世代間交流センターレストランスペース活用業務 運営事業者募集要項

1. 趣旨

本要項では、社会福祉法人交野市社会福祉協議会（以下「指定管理者」という。）が「レストランスペース活用業務運営事業者（以下「運営事業者」という。）」を特定するために実施する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）における選定手続きに関して必要な事項を定めます。

2. 名称

交野市立世代間交流センターレストランスペース活用業務（以下「本業務」という。）

3. 目的

交野市立世代間交流センターレストランスペースを「障がい者の就労支援の場」とすることで障がい者の就労機会の拡大と自立を支援するとともに、来館者および利用者等の利便性の向上に資することを目的とします。

4. 期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

5. 所在地および面積等

(1) 所在地

交野市天野が原町5丁目5番1号

交野市立世代間交流センター1階の一部（別紙1「図面」参照）

(2) 面積

159.42㎡

ア) 食事スペース：96.49㎡

イ) 厨房スペース：38.49㎡

ウ) その他スペース：24.44㎡

(3) 用途

レストラン・カフェ等の運営

6. 内容

別紙2「交野市立世代間交流センターレストランスペース活用業務に関する仕様書」のとおりです。

7. 参加資格

本プロポーザルに応募できる企画提案者は、公募開始時において、以下の要件をすべて満たす法人または個人とします。

- (1) 別紙2「交野市立世代間交流センターレストランスペース活用業務に関する仕様書」等の内容を理解の上、出店に意欲があり、良質な飲食品を適正な価格で提供できる能力を有するとともに信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- (2) 応募者が、次の①または②に該当すること。
 - ①市内に事業所を有する社会福祉法人
 - ②障がい者の就労支援や就労体験等の実績があり、かつ、市内で飲食業を1年以上営んでいる者
- (3) 公募開始時から過去1年間において、食品衛生法または同法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (4) 本業務の実施にあたって、許可、資格または免許を必要とするものについては、許可を取得し、資格者または免許者を従事させることができること。
- (5) 大阪府または交野市による指名停止等の期間中でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4および交野市財務規則（昭和39年規則第6号）第71条の規定に該当しない者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (9) 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条の規定に掲げる暴力団または暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (10) 本業務に必要な人員が常に確保できること。また、障がい者の就労支援や就労体験等に積極的に取り組めること。

8. スケジュール

	項目	提出書類	実施日（提出期限）
1	公募開始		令和4年2月24日（木）
2	参加申込書 締切日	様式1～3	令和4年3月4日（金）
3	質問書 締切日	様式4	令和4年3月4日（金） 正午
4	最終回答日		令和4年3月7日（月）
5	現地確認		指定管理者が指定する日時
6	企画提案書 締切日	様式5	令和4年3月11日（金）
7	プレゼンテーション審査 (企画提案書のヒアリング)		令和4年3月22日（火）
8	結果通知		令和4年3月24日（木）
9	契約の締結		令和4年3月28日（月）

9. 応募書類の配布および提出等

(1) 応募書類の配布

①社会福祉法人交野市社会福祉協議会のホームページよりダウンロードする。

期間 令和4年2月24日（木）～令和4年3月4日（金）

②社会福祉法人交野市社会福祉協議会の事務所にて受け取る。

期間 令和4年2月24日（木）～令和4年3月4日（金） 午前9時～午後5時30分

※ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。

(2) 参加申込書、誓約書等の提出

①提出書類

応募する者は、以下の書類を1部ずつ提出してください。

ア) 参加申込書（様式1）

イ) 誓約書（様式2）

ウ) 業務実績調書（様式3）

※飲食店営業許可証等の写しを添付してください。

エ) 法人の場合…登記簿謄本（写し可）

個人の場合…身分証明書（本籍地の市町村で発行されたもの）

（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）

オ) 納税証明書

②提出方法

郵送または持参により提出してください。なお、郵送の場合は、簡易書留や特定記録等配達記録が分かるものを利用してください。

③提出期日

郵送の場合…令和4年3月4日（金）到着分まで受付

持参の場合…令和4年3月4日（金）午後5時30分まで受付

（3）質問書の提出

①提出書類

質問する者は、質問書（様式4）を提出してください。

②提出方法

メールにより提出してください。

③提出期日

令和4年3月4日（金）正午まで受付

④回答方法

令和4年3月7日（月）を最終回答日とし、社会福祉法人交野市社会福祉協議会ホームページに掲載します。

（4）現地確認の申込み

現地確認を希望する場合は、令和4年3月3日（木）正午までに社会福祉法人交野市社会福祉協議会へ電話で申し込んでください。

日程を調整の上、現地確認を行っていただきます。なお、期日までに申し込みのない場合は現地確認をすることができません。

（5）企画提案書の提出

①提出書類

応募する者は、以下の書類を9部（正本1部、写し8部）提出してください。

ア）企画提案書（様式5）

※所定の記入枠内に収まらない項目がある場合は、「別紙」として任意様式により作成したものを添付することが可能です。ただし、「別紙」が複数項目ある場合は番号を附すなど、どの項目か分かるよう配慮してください。

イ）法人概要等

※経営状況が分かる書類（法人の場合は計算書類、個人の場合は確定申告書）、営業実態や事業内容が判断できる書類、パンフレット等を提出してください。

②提出方法

持参により提出してください。

③提出期日

令和4年3月11日（金）午後5時30分まで受付

(6) 参加辞退届の提出

①提出書類

参加申込書を提出した後に企画提案書を提出しない場合は、参加辞退届（様式6）を提出してください。

②提出方法

郵送または持参により提出してください。なお、郵送の場合は、簡易書留や特定記録等配達記録が分かるものを利用してください。

③提出期日

郵送の場合…令和4年3月11日（金）到着分まで受付

持参の場合…令和4年3月11日（金）午後5時30分まで受付

(7) その他

- ・必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。
- ・提出書類は、本プロポーザルの審査以外には使用いたしません。
- ・提出書類は、返却いたしません。
- ・応募に要する費用は、応募者の負担とします。

10. 企画提案の審査

(1) 審査基準および配点表

別紙4「審査基準および配点表」のとおりです。

(2) 審査方法

運営事業者の選定にあたっては、指定管理者が組織する「交野市立世代間交流センターレストランスペース活用業務運営事業者候補者選定審査委員会(以下「選定審査委員会」という。)」において、下記の一次審査および二次審査を行い、企画提案の内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を運営事業者候補者（優先交渉権者）として選定します。

①一次審査

企画提案書、その他の書類等による審査を行います。

②二次審査

プレゼンテーションによる審査を行います。

プレゼンテーションにあたっては、社会福祉法人または事業所の責任者および当該業務の主たる担当者が必ず出席し、企画提案の説明と質疑への回答等を行ってください。

なお、出席者は3名以内とします。

(3) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、失格とします。

①本募集要項に定める資格要件を満たしていない場合

②企画提案書の内容が、本募集要項および別紙2「交野市立世代間交流センターレストランスペース活用業務に関する仕様書」に示す要件を満たしていない場合

- ③企画提案書等の提出書類に不備（軽微な場合を除く）がある場合
- ④審査の合計点数が満点の6割に満たなかった場合
- ⑤企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ⑥著しく信義に反する行為があった場合
- ⑦業務を履行することが困難と認められる場合
- ⑧企画提案書の内容が、法令違反等著しく不適当な場合
- ⑨2案以上の企画提案があった場合
- ⑩審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 審査結果

審査結果は、採否に関わらず令和4年3月24日（木）に通知します。

11. 契約の締結

- (1) 運営事業者候補者は、提出された企画提案書をふまえ、速やかに指定管理者と協議を行います。

協議が整った場合は、指定管理者と随意契約により委託契約を締結することになります。

ただし、運営事業者候補者と協議が整わないときは、次点の運営事業者候補者と協議を行います。

- (2) 企画提案書に記載された事項は、指定管理者が本プロポーザルで提示する書類と併せて、契約の仕様書として取り扱います。

ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると指定管理者が判断した場合は、指定管理者と運営事業者候補者との協議により、項目の追加、変更または削除等を行うことがあります。

- (3) 契約書、仕様書および企画提案書に記載された事項が履行できなかつたときは、損害賠償の請求等を行う場合があります。

12. 問い合わせ

住 所：〒576-0034

交野市天野が原町5丁目5番1号

社会福祉法人交野市社会福祉協議会

電 話：072-817-0990

FAX：072-895-1192

メール：nijimaru@katano-shakyo.com

担 当：辻野